

政務活動費収支報告書等の閲覧について

政務活動費については、「熊本県政務活動費の交付に関する条例」に基づき、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額、残額その他議長が別に定める事項を記載した収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といいます。）並びに当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る証拠書類の写しの提出が義務づけられています。また、これらの収支報告書や証拠書類の写しは、どなたでも閲覧することができます。

なお、令和５年度政務活動費収支報告書等については、令和６年（２０２４年）７月１日（月）から閲覧できます。

- 閲覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで
（県の休日を除く）

- 閲覧場所

熊本県議会図書室

- 閲覧手続き

閲覧受付簿に必要な事項を記入のうえ、ご希望の収支報告書等を係員から受け取り、指定された場所で閲覧することができます。